

横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領

制 定 平成 21 年 9 月 14 日 (横浜市市民活動推進委員会)

最近改正 平成 22 年 3 月 23 日 (横浜市市民活動推進委員会)

(趣旨)

第 1 条 横浜市市民活動支援センター事業要綱(以下、「事業要綱」という。)第 8 条の 2 に定める横浜市市民活動支援センター事業の検証に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において「市民活動」とは、横浜市市民活動推進条例(平成 12 年 3 月 27 日横浜市条例第 26 号、以下「条例」という。)第 2 条に定めるところによるものとする。

(所掌事務)

第 3 条 検証の対象は、事業要綱第 6 条に定める運営事業団体及び事業要綱第 7 条に定める自主事業団体(以下「事業実施主体」という。)が行う事業要綱第 4 条に掲げる事業の検証を行なうものとする。

(検証)

第 4 条 事業の検証は、事業要綱第 8 条の 3 に定める、横浜市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)が、別に定める「横浜市市民活動支援センター評価基準」に基づき行うものとする。

2 検証にあたっては、事業実施主体から提出される事業提案書及び事業報告書に基づき行うものとする。なお必要に応じて、事業実施主体からの説明及び事業実施主体に対するヒアリングを行うものとする。

(検証結果)

第 5 条 委員会は、検証結果等について、横浜市に対し報告を行うものとする。

2 横浜市は、報告を受けた内容の概要について、事業実施主体に対し通知を行うとともに、市民に対する公表を行うものとする。

3 横浜市は検証の結果を受け、必要に応じて改善に向けた協議を事業実施主体と行うものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市民局市民活動支援課において行うものとする。

(その他)

第 7 条 この要領、条例、事業要綱、条例施行規則、委員会運営要領に定めるもののほか、事業の検証に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。